

## 安倍晋三総理のブラジル訪問に係る

### 日伯戦略的グローバルパートナーシップ構築に関する共同声明

2014年7月31日～8月2日 於：ブラジリア，サンパウロ

ブラジル連邦共和国ジルマ・ルセーフ大統領の招待のもと、日本国内閣総理大臣である安倍晋三総理は7月31日から8月2日にかけて、企業や科学・学術分野の代表者と共にブラジル連邦共和国を公式訪問した。ジルマ・ルセーフ大統領は安倍晋三総理と代表団の一行を温かく歓迎した。両首脳は二国間並びに共通の利益を有する地域情勢及び国際情勢に関する日伯の課題について広く意見交換を行い、その更なる発展のための計画を策定した。

ジルマ・ルセーフ大統領は、日本がブラジルにとってアジアにおいて最も伝統的なパートナーであると強調し、日本は国際経済と国際政治情勢において重要な役割を担っているとした。ジルマ・ルセーフ大統領は移住100周年を迎えた2008年の日本での式典においてブラジル政府を代表して出席し、その際に天皇皇后両陛下と皇太子殿下にお会いする光栄に浴したことを想起した。ジルマ・ルセーフ大統領はまた、皇太子殿下が2008年に100周年記念式典に出席するためにブラジルを訪れた際に温かくお迎えしたことに言及した。

安倍晋三総理は、ブラジルは約2億人の人口を抱え、巨大な経済発展の可能性と世界第7位の経済力を持ち、多国間のフォーラムで積極的な役割を果たしており、卓越したリーダーかつグローバル・アクターであると述べた。安倍晋三総理は、日本がラテンアメリカ諸国との関係強化を重視していることに言及し、この過程で日本がブラジルとより緊密な関係を形成する意欲を示した。

両首脳は、両国間が人的絆により強化された伝統的な友好関係を有していることを確認した。両首脳は、ブラジルと日本は民主主義、法の支配、人権の推進、社会的包摂及び持続的な発展といった両国が基本的な価値を共有していることを強調し、2015年に日伯修好通商航海条約120周年を迎えることを歓迎した。両首脳は、ブラジルの日系人コミュニティは世界最大のものであり、日本のブラジル人コミュニティは世界3位の規模であり、そのことにより二国間関係において人的側面が特筆すべき特徴となっていることを想起した。両首脳

はまた、ダイナミックな貿易と投資の流れが二国間関係において非常に重要な部分を占めていることに留意するとともに、その継続的な拡大と多様化を促進する確固たるコミットメントを再確認した。

両首脳は、造船やインフラプロジェクト、農業、鉱物資源、エネルギー、科学、技術イノベーション、情報通信技術、宇宙協力、医療・保健、持続可能な発展、学術・教育分野での協力、人材育成、文化、青年・スポーツ交流などにおいて協力が順調に進む見通しであることを指摘した。造船分野に関し、安倍晋三総理は、陸地と洋上プラットフォームとの間の費用効率の高い作業員輸送の観点から、洋上ロジスティックハブシステムについて説明を行った。ジルマ・ルセーフ大統領は、安倍晋三総理の表明に留意した。両首脳は、第三国において行われている両国の共同プロジェクトを賞賛するとともに、両国が地球規模の開発課題において主導的な役割を果たしており、国際平和のために重要な貢献をしているとの認識で一致した。

日伯関係の大きな潜在性を認識しつつ、両首脳は、二国間の関係を戦略的グローバルパートナーシップまで高めることを決定した。このため、両首脳は、日ブラジル外相対話を設置し毎年開催することを決定した。

## 外交政治協力

1. 両首脳は、両者の間でより高頻度に会合を開くことにより政治対話を拡大し、強化していくことにコミットした。両首脳は、外務省次官／副大臣級会合を継続的に開催することを歓迎した。

## 貿易投資

2. 両首脳は、ブラジルにおける大規模開発プロジェクトにおいて日本が鉱山、製鉄・アルミニウム生産、造船、自動車、エネルギー、紙・パルプ、電気、農業等の分野で歴史的かつ価値のある参画をしてきたことに留意した。両首脳は、日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）が成功裏に実施され2014年に40周年を迎えることを想起した。

3. 両首脳は日本とブラジルの間の幅広いビジネス関係を賞賛した。両首脳は、貿易及び投資の流れを、特に新しい戦略的な分野に拡大することにより、近い将来増大させていくことへのコミットメントを再確認した。この関連で、造船、

ロジスティック、インフラ、エネルギー及びイノベーションがビジネス協力を深化させる高い潜在力を有する分野であることが認識された。両首脳は、関係する政府機関、経済団体及び企業との公式な連絡を通じてこれらの分野において協力関係を促進させることを決定した。

4. 両首脳は今次訪問の機会に、海洋資源の開発の促進のための造船分野における協力に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の共同声明が発表されたことに満足の意を表し、海洋資源開発のための関連産業に関する協力を推し進めることで一致した。これに関連して安倍晋三総理は、洋上ロジスティックハブシステムの重要性について繰り返し述べた。

5. 両首脳は、ブラジル国内における穀物やその他農産品の輸送インフラ網の果たす戦略的重要性を認識の上、本件に関する両国の関係省庁、機関（必要な場合には民間部門を含む）による対話を開始することを決定した。

6. 両首脳は、貿易と投資の二国間の流れの発展において賢人会議、日・ブラジル経済合同委員会（CNI・経団連）及び日・ブラジル貿易投資促進・産業協力合同委員会（開発商工省・経済産業省）が果たす役割の重要性を強調した。両首脳は、賢人会議が隔年開催を決定したことを賞賛した。この関連で、両首脳は、安倍晋三総理訪伯に際し、パロール・エコノミコ社、日本経済新聞社及び日本貿易振興機構（JETRO）によってビジネスセミナーが開催されることを歓迎した。

7. 両首脳は、両国間のビジネス交流向上に貢献し得る経済統合のための新たなイニシアティブの可能性を探求するために経団連、CNI及びFIESPが行っている試みに留意し感謝した。

8. 両首脳は2012年11月に開催された第1回日・メルコスール経済関係緊密化のための対話を歓迎した。両国の貿易関係の強化に寄与することとなるこの取組を更に拡大し、深化させる観点から、両首脳は、近い将来に次回会合を開催することの重要性を強調した。

9. 両首脳は、ブラジルが果たす伝統的かつ信頼できる日本への食料供給国としての重要な役割を強調した。両首脳は、食品安全確保の必要性に基づき、食品に関する協議を継続することで合意した。

10. サンタカタリーナ州からの豚肉の輸出に対する日本市場の開放を想起し、衛生植物検疫措置は、科学的根拠に基づくべきで、国際貿易に対する偽装した制限となるような様態で適用してはならないとの認識を確認した。また、両首脳は、衛生植物検疫措置はWTO／SPS協定に従い国際的な基準、指針及び勧告に基づくべきであると強調した。

11. 両首脳は、今回の安倍晋三総理の訪問の機会に、日本国厚生労働省とブラジル連邦共和国保健省との間の医療・保健分野における協力に関する覚書が署名されたことに満足の意を表明するとともに、同訪問に際しての医薬品医療機器総合機構（PMDA）、ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）、日本貿易振興機構（JETRO）及びサンパウロ日伯援護協会による医療機器と医薬品規制に関する日・ブラジルセミナーの開催を歓迎した。両首脳は、医療・保健分野における協力並びに知識及び経験の交換を促進することを確認した。

12. 両首脳は、公衆衛生分野、特に癌に関する協力の重点化を強調した。安倍晋三総理は、大腸癌検査の促進のような実施可能な協力と取り組みを発表した。

### 防衛協力

13. 両首脳は、日本国海上自衛隊練習艦隊のブラジル沿岸の港湾への寄港などの日ブラジル間防衛交流の現状を確認した。両首脳は、南米で初めての日本の防衛駐在官が在ブラジル日本国大使館に配置されることを歓迎した。両首脳は、防衛装備における協力を含む外交・防衛交流に関する対話を、将来的に開始することで一致した。

### 技術協力

14. 両首脳は、経済・社会分野の発展において人材育成が果たす重要な役割を踏まえ、ブラジルにおける人材育成を更に推進することを確認した。この点について、安倍晋三総理は、我が国が、人材育成分野で今後3年間に約900名をJICA研修プログラムを通じて受け入れることを発表した。協力分野は、造船、自動車部品、廃棄物処理、防災、インフラ整備、医療・保健の各分野に加え、「交番」システムの全伯展開を目指す協力プロジェクトなど、市民安全対策分野における人材育成が含まれる。

15. 両首脳は、中南米、カリブ諸国及びアフリカのポルトガル語圏諸国を対象とした三角協力の進展を歓迎した。また、包括的かつ持続可能な農業及び地域開発を通してナカラ回廊の住民の生計を向上させるというビジョンのもと、モザンビークの農業開発計画（プロサバンナ計画）における共同協力計画が市民社会と地元コミュニティとの緊密な対話を通じ進められるべきことを再確認した。

## 科学技術イノベーション

16. 両首脳は、デジタル放送、防災、バイオテクノロジー、農業研究、バイオ医療・健康、港湾テクノロジー、海洋学及び海洋科学の分野の進行中の二国間協力を歓迎した。両首脳は、安倍晋三総理大臣の訪問期間中の日本国文部科学省及び日本国国土交通省並びにブラジル連邦共和国科学技術イノベーション省との間の防災に関連する環境及び持続可能性の問題に関する基本同意書が署名されたことを強調した。両首脳は、独立行政法人海洋研究開発機構の有人潜水艇「しんかい6500」とブラジルの政府機関及び研究機関が共同で行った「イアタ・ピウナ（深く暗い海）」の研究航海の結果を想起し、この種の取り組みを再び進めることに関心を示した。両首脳は、海洋研究開発機構とブラジル国立海洋水路研究所との間で生まれつつある協力関係によって、日伯間の海洋科学及び海洋技術に関するパートナーシップが一層強化されていくとの見解で一致した。両首脳は、日本学術振興会とサンパウロ州研究振興財団との間の、相互に関心のある全ての自然科学、社会科学及び及び人文科学分野における研究協力を促進するための覚書の署名に留意した。両首脳は、さらに、科学技術振機構とサンパウロ州研究振興財団との間で2014年8月2日に署名される覚書に基づいて科学技術協力がさらに促進されることへの期待も共有した。両首脳は日本の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS) が得たデータの活用に関する協力の成功を確認し、森林減少・劣化、土地利用の変更及び気候変動のモニタリングなどの分野における地球観測衛星の活用に関し協力が将来も継続することへの期待を表明した。両首脳はまた、衛星、宇宙、原子力、情報通信技術（ICT）などの分野での二国間協力の可能性を確認した。この関連で、両首脳は、双方に都合が良い時に第4回科学技術協力合同委員会を開催することの重要性を再確認した。

17. 両首脳は、原子力の安全と二国間の民生原子力協力の重要性に留意し、原子力の平和的利用における協力のための二国間協定交渉の進捗への共通の関心を示した。

18. 両首脳は、イノベーション並びに知識集約的な活動及びパートナーシップにおける協力関係を強化する方法として、産官学協力の可能性を追求していくことで一致した。

19. 両首脳は、地上デジタル日伯方式（ISDB-T）の普及における日伯のイニシアティブが成功していることを賞賛した。地上デジタル日伯方式は、ほぼすべての南米諸国、中米数カ国（コスタリカ、グアテマラ及びホンジュラス）及びアフリカ（ボツワナ）で採用されている。両首脳は、2013年7月のブラジルでの新藤義孝総務大臣及びパウロ・ベルナルド通信大臣間の会談で得られた共通の理解に従い2014年5月にサンパウロで開催された第1回ICT対話を満足の意をもって留意し、情報通信技術における二国間協力を進展させる意向を再確認した。

20. 両首脳は、災害管理及び能力構築といった分野における、両国の宇宙当局間の宇宙協力に関する取組について進展中の対話を満足の意をもって留意した。両首脳は、この分野における両国の官民の代表の関与及び国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」からのブラジルの超小型衛星の放出にかかる協力を歓迎した。両首脳は、宇宙に関する規則と原則の作成を通じた宇宙活動の安全、セキュリティ及び持続可能性を確保する重要性を再確認した。

21. ジルマ・ルセーフ大統領はブラジルの「国境なき科学」計画とその計画における日本の役割の重要性を強調した。安倍晋三総理はブラジルの学生が既にこの枠組みを使って日本で勉強していることに満足の意を表明し、日本がより多くのブラジルの学生を受け入れることへの意欲を表明した。この関連で、両首脳は、ブラジル人学生に対する日本語教育の促進に努めるものとする。両首脳は、「国境なき科学」計画を通じて日本留学をするブラジル人学生に対し日本企業が提案しているインターンシップ計画の機会を賞賛し、この計画が両国の学界及び産業界の人的交流を促進することへの期待を表明した。

#### **日系移民、日系コミュニティ、教育、司法、領事協力**

22. 両首脳は、1908年以来の日本人ブラジル移住の歴史を想起しつつ、在ブラジル日本人コミュニティ及び在日ブラジル人コミュニティによる相手国の発展と二国間関係強化への貢献を賞賛した。両首脳は、これらブラジル人コミュニティ及び日本人コミュニティを支援するため、教育、司法、領事及び社会保

障分野で両国が協力することの重要性を強調した。

23. 2005年のルーラ大統領（当時）訪日時に発足した「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」を想起しつつ、両首脳は、在日ブラジル人子弟に対する教育に加え、在日ブラジル人に対して日本語を学ぶ機会が提供されることの重要性について再確認し、関連当局及び日本政府によるイニシアティブに評価を表明した。また、学校での中退者削減、若年成人が再度教育を受けることの促進、被収容者への教育機会提供という両国政府の取組は、在日ブラジル人コミュニティに貴重な機会を提供するものと確認された。両首脳は、これら教育分野における問題に取り組むため、責任共有の原則に基づき、緊密に連携し続けるという見解を共有した。

24. 両首脳は、刑事、民事両方において、司法分野での二国間協力を継続して進展させるという支持を表明した。安倍晋三総理は、本年6月に「日ブラジル受刑者移送条約」が日本の国会で承認されたことを伝えた。ジルマ・ルセーフ大統領はこの進展を歓迎するとともに、本条約の発効に必要な憲法上の要件を早期に完了させるために国内手続を加速化する意図を表明した。

25. 両首脳は、2012年に社会保障分野における二国間協定が発効して以来強化された同分野での現行の協力について満足の意をもって留意した。また、二国間の様々な案件について、開かれた議論と共同の取組を可能にする二国間領事当局間協議が果たしてきた重要な成果についても満足の意をもって留意した。これに関連し両首脳は、できる限り早い機会に領事当局間協議を開催する意図を表明した。

26. ジルマ・ルセーフ大統領は、日本がブラジルの一般旅券所持者に対する数次査証の導入を決定したことに対して感謝を表明し、安倍晋三総理は、ブラジルが日本の一般旅券所持者に対する査証要件緩和の決定を行ったことを歓迎した。また両首脳は、昨年導入された外交・公用査証相互免除措置を歓迎した。

## 文化、スポーツ、人的交流

27. 安倍晋三総理は、日本におけるサッカー文化の普及促進に対する長年に亘るブラジルの貢献と、特に2014年FIFAワールドカップの開催国としての成功に対し、謝意を表した。安倍晋三総理はブラジルがワールドカップを活用して人種差別撤廃への関心を高めたことについて賞賛した。ジルマ・ルセーフ

大統領は日本が2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催国となることを祝し、ブラジルが同大会の開催に協力する意図を表明した。

28. 安倍晋三総理は、2020年東京オリンピック・パラリンピック成功に向けた「スポーツ・フォー・トゥモロー・プログラム」促進の重要性を強調し、これに向けブラジルと協力する意図を表明した。両首脳は、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会期間中に開始され、2016年リオデジャネイロ及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に続くオリンピック・パラリンピック栄養プロセスにおいて、飢餓と栄養不良への取組のモメンタムを維持するために、世界のパートナーと協力することを表明した。

### 国際情勢・地域情勢

29. 両首脳は、多角的貿易体制強化のため両国がWTOとの協力を継続することを確認した。関連して両首脳は開かれ、包摂的で、無差別な、透明性があり、ルールに基づいた多角的体制を支持することを再確認し、2013年にインドネシアのバリで実施された第9回閣僚会議の前向きな成果を受けドーハ・ラウンド交渉の成功裏の妥結に向けた努力を継続することを約束した。

30. 両首脳は世界経済を押し上げ雇用を創出する上でのG20の果たす重要な役割を強調した。

31. 両首脳は、国連の関係機関、基金及びプログラム、WTO及びその他の多国間フォーラムを含めた国連において安全保障理事会改革、軍縮及び不拡散、持続可能な開発、環境、気候変動、人権、国際平和及び安全及び世界経済の分野における緊密な連携及び協力を強化する確固たるコミットメントを強調した。

32. 両首脳は、21世紀における国際社会の現実をよりよく反映し、安全保障理事会の代表性、正統性及び実効性を高めるため、特にG4（インド及びドイツを含む）による取組を通じて、常任議席及び非常任議席の双方拡大を含む国連改革の早期実現に向けた決意を再度強調した。両首脳は、国連創設からおよそ70年、2005年の世界サミット成果文書採択からおよそ10年が経過した今、国連創設70周年となる2015年を念頭に置き、長年の懸案に対して具体的な成果を達成する時がきた旨強調した。これに関連して、ブラジルと日本は、改革された国連安全保障理事会で、それぞれが常任理事国となることに

対する相互の支持を改めて表明した。またブラジル側は、国連安保理非常任理事国（2016－2017任期）への日本の立候補に対する支持を再度表明した。

33. 両首脳は最近東京で行われた日伯国連協議（2014年7月20日）を歓迎した。

34. 両首脳は、国内・国際レベルでの男女平等、女性のエンパワーメントについてのコミットメントを再確認し、この点に関する互いの努力を評価した。ジルマ・ルセーフ大統領は、2013年9月に開始された、日本が推進する「女性が輝く社会へ」の取組を歓迎し、「女性が暴力なく生きるために」プログラムを含む女性に対する暴力撲滅の国民協約など女性のための社会政策におけるブラジル政府の経験を共有することへの関心を示した。

35. 両首脳は、両国が紛争防止、紛争の平和的解決の重要性を支持し、紛争解決が国連憲章及び国際法に則ってなされるべきことを強調した。

36. 両首脳は、両国が国連平和維持活動への適切な貢献について確認し、国際平和及び安全の推進における役割を強調した。両首脳は、治安の維持及び開発を同時に進める紛争後の平和構築に対する統合的なアプローチの重要性を強調した。

37. 両首脳は、核兵器の使用がもたらす破滅的で非人道的な結果について深い懸念を示し、核兵器の完全なる撤廃に対する共通のコミットメントを強調した。また、両首脳は核兵器不拡散条約（NPT）及び2010年NPT運用検討会議の行動計画に対するコミットメントを表明した。2015年に完結するNPTの現在のレビューサイクルがNPTの全ての義務、特に条約第6条の義務の実施の加速化につながるべきとの認識を共有した。

38. 安倍晋三総理は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄にこれまで以上に貢献していく決意を説明するとともに、2014年7月1日の切れ目のない安全保障法制の整備についての閣議決定について説明した。ジルマ・ルセーフ大統領は日本が世界の平和と安定及び繁栄のため、引き続き重要な役割を果たしていくことへの期待を表明した。

39. 両首脳は、とりわけアジア及び南米における数多くの国際問題及び地域問題について意見交換を行った。両首脳は、国際的な紛争や課題が力ではなく国際法に則って平和裏に解決されることを確保する必要性を強調した。

40. 両首脳は、世界情報社会サミットの結果に関する10年間に亘る評価プロセスについての支援を表明し、包括的、民主的、透明性があり開発志向の情報社会を完全に達成するため、インターネット・ガバナンス及びデジタル・ディバイドに関する試みに取り組むコミットメントを再確認した。

41. 安倍晋三総理は、2014年4月にサンパウロで行われたNETmundial会合をブラジルが主催したことを評価した。両首脳は、NETmundial マルチステークホルダー声明と其中で述べられていたインターネット・ガバナンスの原則及び提案されたロードマップを歓迎し、人権を十分に尊重して、マルチステークホルダーで、透明性があり、民主的なガバナンスに基づく自由で開放的で革新的インターネットについての認識の共有を再確認した。

42. 両首脳は、北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイル開発の継続について懸念を表明した。両首脳は、北朝鮮に対し、全ての核計画及び弾道ミサイル計画を、完全、検証可能、かつ、不可逆的な方法で放棄するとともに、関連する国連安保理決議の下での義務及び2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを完全に遵守するよう求めた。また、両首脳は、北朝鮮に対し、拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるとともに、多国間の人権メカニズムへの建設的な関与等を通じて、その他の人権及び人道上の懸念に対応するよう強く求めた。

43. 両首脳は、シリア及び周辺国の人道状況が悪化していることに深刻な懸念を表明し、全ての当事者による人権侵害が増加していることを非難した。両首脳は、全ての当事者に対し、国連安保理決議第2139号及び同第2165号（2014年）に基づき、直ちに完全な停戦にコミットすること、暴力を停止すること、及び人道支援関係者に即時、安全かつ円滑なアクセスを認めることを求めた。両首脳は、2012年に発出されたシリアに関するアクション・グループ会合の最終コミュニケの行動で提言された、シリア人主導の包括的な政治プロセスのみが平和及び市民の効果的な保護を実現し得ることを強調した。

44. 両首脳は、ガザに関連する危機の結果としての暴力及び状況の悪化、並びに女性と子どもを含む民間人の犠牲に対する深刻な懸念を表明した。両首脳は、

力の行使の不均衡性と民間人に対する暴力を非難した。両首脳は、直ちの停戦を要求し、すべての者に対して最大限の抑制と更なる戦闘の激化及び市民の負傷防止を求めた。両首脳は、また、中東での平和実現のための根本的な要素であるアラブとイスラエルの間の紛争の包括的、公平かつ持続的な解決に向けて貢献するコミットメントを強調した。両首脳はイスラエルとパレスチナが平和かつ安全に共存する二国間解決に向けた交渉の早期再開を求めた。

45. 両首脳は、アジア中南米協力フォーラム（F E A L A C）は二つの地域を協同させるものであるとして、その役割と貢献度を強調するとともに、F E A L A Cの更なる発展のために協力を惜しまないことを確認した。安倍晋三総理はラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（C E L A C）とそこでのブラジルの役割の重要性を評価した。ブラジル側はC E L A Cとのハイレベル対話の立ち上げという日本の関心につき他の加盟国に伝達する旨約束した。

46. ジルマ・ルセーフ大統領は、先般東ティモールのディリで開催されたポルトガル語諸国共同体（C P L P）サミットにおける、オブザーバーとして日本のC P L Pへの参加が承認されたことを歓迎した。両首脳は、C P L Pの枠組みで日本が獲得した資格は、二国間協力を新たな道を切り開くものであるとの見方を共有した。

#### **持続可能な開発、ポスト2015開発アジェンダ**

47. 両首脳は、ポスト2015開発アジェンダの策定に向け協力することを再確認した。このアジェンダはリオ+20の成果に基づくものであり、未達成のミレニアム開発目標に先行し、貧困撲滅と持続可能な開発という相関した課題に首尾一貫して取り組むためのものである。また両首脳は、持続可能な開発という文脈で再生可能エネルギーが果たす積極的な役割を強調した。

48. 両首脳は2015年3月の第三回国連世界防災会議及び兵庫行動枠組2005-2015の後継の枠組みの構築に向けて協力することを表明した。

49. 両首脳は、気候変動問題に対処するために迅速で具体的な行動が求められることで一致し、気候変動に関する主要な条約である国連気候変動枠組条約（U N F C C C）へのコミットメントを再確認した。両首脳は、過去のC O Pで採択された決定に基づいて、2015年にパリで開催される国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 2 1）で採択されることとなる、条約の下で全

での締約国に適用される公平で野心的かつ効果的な合意を求めた。両首脳は、広範な国の参加を得て２００２年から毎年開催されており、交渉の進展に関する評価や意見交換のための場として機能している「気候変動に対する更なる行動」のための非公式会合を共催することにより多国間の対話に貢献していることを誇りに思っている。ブラジルは２０１３年から２０１５年の間に発展途上国における緩和及び適応対策のため１６０億ドルを供与するという日本の約束を歓迎した。日本は森林減少対策におけるブラジルの取組を祝し、近年までの主な排出源を対象としたブラジルの戦略の有効性に留意した。

50. 日本はブラジルによる２００６年の国際熱帯木材協定（ＩＴＴＡ）の批准を歓迎し、両首脳は、持続可能な森林経営を促進するとともに、森林減少対策にとともに取り組んでいくことへの意思を表明した。この文脈においてブラジルは、アマゾン基金が主としてアマゾン生態系での森林の維持と持続可能な利用を促進するとともに、森林減少を予防し、監視し、対処するプロジェクトのための寄付を募ることができる枠組みであるとしてその重要性を強調した。

51. ブラジルは同国における水銀の適正な管理のための２０年以上に及ぶ日本の技術協力を評価した。両首脳は、昨年１０月の水銀に関する水俣条約の採択及び署名を歓迎し、条約の早期発効の重要性についての認識を共有した。水銀汚染防止における日本の新たな技術協力を念頭におきつつ、両首脳は、当該水銀汚染対策分野において共同して取り組む意図を再確認した。

52. 両首脳は、ミレニアム開発目標の達成とともにアフリカの質の高い成長を加速させるために努力を継続することを確認した。

## 総括

53. 両首脳は附属書に添付された最近の二国間の文書の交換について満足の意を表明した。

54. 両首脳は今次の安倍晋三総理の訪伯が多くの良い成果を実現したことを確認した。安倍晋三総理はジルマ・ルセーフ大統領に対し、訪伯中に安倍晋三総理と一行に対して示された温かい歓迎と寛大なおもてなしに感謝を示した。安倍晋三総理は互いに都合のよい日程でジルマ・ルセーフ大統領が日本を訪問することに期待を表明した。

ブラジリア, 2014年8月1日